

子ども・子育て支援新制度における保育料(利用者負担)について

— 本市の保育料(案)設定に関する考え方 —

1 国が定める認定区分毎の保育料の設定方法について

保育料に関しては、国の「公定価格の単価(案)」及び「保育料基準額(上限額基準)」に基づき、下記の認定区分毎に市が保育料を定める。

なお、所得階層区分については、市町村民税額を基に設定することに統一する。

認定区分	対象	該当施設・事業	国の考え方
1号認定	満3歳以上 教育のみ	幼稚園、認定こども園	現行の民間施設の 平均負担水準を基本
2号認定 (標準時間:11H)	満3歳以上 保育が必要	保育園、認定こども園	現行の保育制度の 利用者負担を基本
2号認定 (短時間:8H)			2号認定(標準時間) の98.3%を基本
3号認定 (標準時間:11H)	満3歳未満 保育が必要	保育園、認定こども園	現行の保育制度の 利用者負担を基本
3号認定 (短時間:8H)			3号認定(標準時間) の98.3%を基本

※ 保育料の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定後の9月とする。

2 本市の認定区分毎の保育料の設定について〔別紙P1〕

(1) 1号認定保育料について

- ① 新制度では、公立・民間を問わず市が定める保育料において統一する。
設定した保育料は新制度施行日(平成27年4月1日)から適用する。
(ただし、新制度に移行しない私立幼稚園は、従来通り各園で設定する。)
- ② 3歳以上児に係る給食費については、2号認定保育料には含んでいるが、
1号認定保育料には含まれず実費徴収(4,000円程度)となる。
この給食費相当分の負担を含めて、利用時間が短い1号認定保育料が2
号認定保育料を上回らないように設定する。
なお、上記の設定ができない「生活保護世帯(第1階層)」と「市町村民
税非課税世帯(第2-1階層)」については、給食費相当分を助成する。

- ③ 市が設定する1号認定保育料について、現行の公立幼稚園保育料（上限6,500円）を上回る階層があることから、激変緩和のため経過措置を設ける。

〔別紙P2〕

（2）2号・3号認定保育料について

- ① これまで所得税課税世帯については所得税を算定の基礎としていたが、新制度では全て市町村民税に基づいて設定する。
- ② 平成27年9月から、新制度に伴う改正後の保育料を適用する。
なお、平成27年4月から8月までは、現行の負担水準を基本に設定した保育料を適用する。〔別紙P3〕
- ③ 現行の保育園保育料水準を基本としながら、より適切な応能負担体系とするため、現在の6・7階層を細分化し、保育料額を増減する。
- ④ 保育短時間認定の保育料については、国と同様に保育標準時間認定者の98.3%を基本に設定する。
- ⑤ 国の考え方に基づいて、国が定める「給付単価」を限度として設定する。